

# 群馬県がん対策推進条例の一部改正について（素案）

健康福祉部 健康長寿社会づくり推進課 がん対策推進係

## 1 改正の趣旨

群馬県がん対策推進条例（平成 22 年 12 月 24 日公布・施行）の附則において、知事は、施行後 3 年を経過するごとに検討を加え、必要な見直しを行うこととされていることから、群馬県がん対策推進協議会での協議を踏まえ、群馬県がん対策推進条例の一部改正を検討しています。

## 2 条例見直しの観点

国や県の施策（がん対策基本法やがん対策推進基本計画、群馬県がん対策推進計画等）と整合性がとれていること。

## 3 改正内容

### ■感染症等をがんに関する正しい知識の普及啓発の対象として追加規定

がんの原因となるおそれのある感染症、性別、年齢等に係る特定のがん及びその予防について、正しい知識の普及啓発の対象に新たに加えます。

### ■アピアランスケアを新たに規定

がん患者及びその家族等に対する支援として、アピアランスケア（がん又はその治療に伴う外見の変化に起因するがん患者の苦痛を軽減するケア）その他のがん患者の社会参加の促進に対する支援について新たに規定します。

### ■女性に特有のがん対策の充実について新たに規定

近年、若年層に増加傾向のある子宮頸がんをはじめとした女性に特有のがん対策の充実に関する取組について新たに規定します。

## 4 改正素案

- ・別添「群馬県がん対策推進条例改正素案（新旧対照表）」を御覧ください。

## 5 今後の予定

- ・令和 7 年 12 月 15 日 パブリックコメントの実施（〆切：令和 8 年 1 月 16 日）
- ・令和 8 年 2 月 令和 8 年第 1 回定例県議会へ条例案を上程

## 6 施行日

令和 8 年 4 月 1 日（予定）